

防衛庁訓令第7号

武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成16年法律第117号）第25条、第32条第3項、第47条、第56条、第71条第3項、第74条第2項、第81条第1項及び第167条第2項の規定並びに捕虜収容所処遇規則（平成17年内閣府令第10号）の規定に基づき、並びに武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律第29条、第30条、第31条第1項及び第42条の規定を実施するため、捕虜収容所処遇細則を次のように定める。

平成17年2月25日

防衛庁長官 大野 功統

捕虜収容所処遇細則

改正 平成19年1月5日庁訓第1号  
平成19年3月29日省訓第22号  
平成19年9月28日省訓第162号  
平成20年5月9日省訓第38号  
平成21年8月20日省訓第53号  
平成23年1月31日省訓第3号  
平成24年9月28日省訓第36号  
平成28年3月28日省訓第18号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 収容の開始（第3条－第9条）
- 第3章 保健衛生及び医療（第10条－第22条）
- 第4章 宗教（第23条）
- 第5章 制止等の措置等（第24条－第29条）
- 第6章 捕虜代表及び捕虜代表補助者（第30条－第35条）
- 第7章 被収容者の処遇（第36条－第39条）
- 第8章 捕虜の業務（第40条－第50条）
- 第9章 捕虜等抑留給付金（第51条－第53条）
- 第10章 面会（第54条－第56条）
- 第11章 信書及び電信等の発受（第57条－第62条）
- 第12章 捕虜収容所における領置（第63条－第69条）
- 第13章 捕虜等情報の取扱い（第70条－第73条）
- 第14章 死亡時の措置（第74条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（以下「法」という。）の施行のため、捕虜収容所における被収容者（法第24条第1項に規定する被収容者をいう。以下同じ。）の処遇（懲戒処分を除く。）について必

要な事項を定め、もってその適正な実施を図ることを目的とする。

(指定援助団体)

第2条 法第25条に規定する防衛大臣が指定する被收容者への援助を目的とする団体は、日本赤十字社とする。

第2章 收容の開始

(通知票)

第3条 捕虜收容所長は、收容開始手続(捕虜收容所処遇規則(以下「処遇規則」という。))第2条に規定する收容開始手続をいう。以下同じ。)において、処遇規則第42条に規定する通知票の用紙を被收容者に交付して、記入させるものとする。

(写真撮影等)

第4条 捕虜收容所長は、被收容者証(処遇規則第9条第1項に規定する被收容者証をいう。次条において同じ。)及び被收容者記録簿(処遇規則第77条第1項に規定する被收容者記録簿をいう。以下同じ。)に貼付する写真のほか、被收容者の識別のために必要な写真を撮影し、これを保存しておくものとする。

(被收容者証の様式)

第5条 被收容者証の様式は、仮收容者(法第24条第1項に規定する仮收容者をいう。以下同じ。)を除く被收容者に発給する別記様式第1号その1及び仮收容者に発給する別記様式第1号その2とする。

2 法第26条の規定による区分の指定は、前項の被收容者証により行うものとする。

(居住区画の指定)

第6条 捕虜收容所長は、被收容者を男女の別に従って分けて收容しなければならない。

2 前項のほか、捕虜收容所長は、抑留資格(法第18条第3号に規定する抑留資格をいう。以下同じ。)又は仮收容の別、階級等(法第8条第1項に規定する階級等をいう。以下同じ。)及び国籍に応じ、被收容者の居住区画を指定するものとする。

(給付金台帳の作成)

第7条 捕虜收容所長は、收容開始手続を完了するまでに、法第73条第1項に規定する給付対象捕虜等について、同条第2項に規定する給付金台帳を作成するものとする。

2 捕虜資格認定等審査会の裁決により、仮收容者が抑留資格を認められ、又は被收容者について異なる抑留資格が認められた場合において、新たに給付対象捕虜等となったときも、同様とする。

(被收容者記録簿の作成)

第8条 捕虜收容所長は、收容開始手続を完了するまでに、被收容者ごとに、被收容者記録簿を作成するものとする。

(告知事項)

第9条 処遇規則第10条第3項に規定する書面には、法第27条第1項各号に対応する次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を含めなければならない。

(1) 保健衛生及び医療に関する事項 次に掲げる事項

ア 負傷又は疾病(その疑いのある場合を含む。)については、捕虜收容所内の医務室、自衛隊の病院その他の医療施設において、治療その他の医療上の措置を受ける

ことができること。

イ 法第30条の規定により、身体、着衣及び所持品並びに居住区画その他日常使用する場所を清潔に保つべき義務があること。

ウ 定められた健康診断を受診すべきこと。その場合において、健康診断の実施に必要な限度内の採血、エックス線撮影その他の医学的措置を拒むことはできないこと。

(2) 宗教に関する事項 次に掲げる事項

ア 自ら個別に行う礼拝等の行為は、日課によって示された時間内で、居住区画又は別に指定された場所において、原則、自由に行うことができること。

イ 個別に行う宗教行為について、宗教要員等がいるときはその援助を求めることができること、及びそれらの援助が受けられないときは宗教宗派を明らかにして援助を得られる要員の配置について求めることができること。

ウ 個別に行う宗教行為についても、捕虜収容所の職員の許可を受けずに火気を使用する場合、大声を出す場合その他の捕虜収容所の規律及び秩序の維持の観点から必要と認められる場合には、制限を受けることがあること。

エ 複数で宗教上の儀式行事を行うときは、共用の施設その他の使用の申請等所要の手続を要すること。

(3) 捕虜収容所内の規律及び秩序を維持するために必要な被収容者の遵守すべき事項

次に掲げる事項

ア 捕虜の待遇に関する1949年8月12日のジュネーブ条約（以下「第3条約」という。）第39条第2項及び第3項の規定に従い、捕虜収容所の職員に対して敬礼すべきこと。

イ 被服の着用及び服装に関すること。

ウ 日課に従うべきこと及び逃走しないこと。

エ 逃走行為に対して危害射撃に至るまでの日本語による警告内容

オ 逃走防止のために設けられたさくなどから一定距離以内に近づかないこと及び警告又は制止にかかわらず当該距離内に入ったときは、危害射撃を受ける可能性があること。

カ 自己又は他人に危害を加えないこと、捕虜収容所の設備、器具その他の物を損壊しないこと及び職員による個別の指示に従うべきこと。

(4) 懲戒処分に関する事項 次に掲げる事項

ア 懲戒処分の対象となる行為は、法第48条各号に掲げられた次の行為であること。

(7) 逃走すること又は逃走しようとする事。

(イ) 自己又は他人に危害を加えること。

(ウ) 捕虜収容所の職員の職務執行を妨げること。

(エ) 前号の遵守事項を遵守しないこと。

(オ) (イ)から(エ)以外の抑留業務の円滑な実施を妨げること。

(カ) 日本の防衛上支障のある通信を試みる事等武力攻撃（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条第1号に規定する武力攻撃をいう。第5

4条第2項第1号において同じ。)又は存立危機武力攻撃(法第2条第8号ハ(1)に規定する存立危機武力攻撃をいう。第54条第2項第1号において同じ。)に資する行為を行うこと。

(キ) 上記の行為の準備、共謀、あおり、教唆又は援助

イ 懲戒処分の種類は、第3条約第89条第1項に規定する減給、労役又は拘置であること。

ウ 他人に危害を加える場合等、必要があれば刑事処罰の対象となる場合があること、及びその裁判は自衛官と同様にすべて非軍事裁判所で行われること。

(5) 物品の貸与等及び自弁に関する事項 次に掲げる事項

ア 収容生活に必要な衣類、食事及び日用品等は貸与又は支給されること。

イ 許可を得て、食料品、日用品等を自弁できること。

ウ 捕虜収容所内で、貸与され、支給され、又は所持を許可された物品以外の物品を所持しないこと。

エ 貸与され、支給され、又は所持を許可された物品を本来の目的以外の目的に使用しないこと。

(6) 書籍等の閲覧に関する事項 次に掲げる事項

ア 内容の検査を受けることを条件に、希望の書籍を購入し、あるいは差入品として書籍を受領することができること。

イ 被収容者の閲覧用に備え付けられた書籍等を閲覧することができること。

ウ 購入時又は差入時の検査において、所持又は閲読が不相当と判断された書籍等については、結果として交付が不許可となり、あるいは不相当な部分について抹消又は削除の上交付されることがあること。

エ 書籍等の閲読は、日課に従って、許された時間において行うこと。

(7) 面会及び信書の発受に関する事項 次に掲げる事項

ア 利益保護国代表、赤十字国際委員会の代表及び刑事事件の弁護人については立会いなしの面会が認められること。

イ アに規定する者以外の者との面会については、原則として立会いが行われること。

ウ 面会は、指定された場所において行うこと。

エ 面会時には、保安上、身体検査その他所要の手続がとられること。

オ 月ごとに、手紙2通、葉書4通以上の信書を差し出すことが認められ、月ごとに認められる発信通数は掲示により知らされること。

カ 信書により家族と連絡を取ることが困難と認められる場合等には、自費で、電報を利用することができること。

キ 来信は、検査の上受領が認められること。

ク 信書の発信の際は、定められた様式及び筆記用具を使用すること。

ケ 検査の結果、不相当な場合には、一部の抹消若しくは削除又は差し止めが行われることがあること。

(8) 苦情の申出に関する事項 次に掲げる事項

ア 懲戒処分の場合を除き、捕虜収容所における処遇に対する不服は、捕虜収容所長

に対して、口頭又は書面で苦情の申出をすることができること。

イ アの場合の申出の内容とすべき事項

ウ 苦情に対して捕虜収容所長がとった措置その他の捕虜収容所における処遇に不服があるときは、防衛大臣又はその指定する幕僚長に対して、書面をもって苦情の申出をすることができること及びその作成要領

### 第3章 保健衛生及び医療

(先任軍医に相当する衛生要員の指定)

第10条 処遇規則第12条に規定する先任軍医たる衛生要員に相当する衛生要員は、捕虜収容所長が、法第26条に規定する階級等の基準に従い、收容施設ごと及び衛生要員の属する国ごとに、医師相当衛生要員等（法第33条第1項に規定する医師相当衛生要員等をいう。次項において同じ。）である衛生要員の中から最先任者を指定する。

2 前項に規定する衛生要員に該当する者がいないとき又は敵国軍隊等の取扱いの例により同項の規定によることが適当でないとき認められるときは、捕虜収容所長は、医師相当衛生要員等である衛生要員以外の衛生要員の中から適当な者を指定することができる。

3 捕虜収容所長は、前2項の規定により指定された衛生要員の中から、衛生要員の属する国ごとに当該属する国の衛生要員を統括する衛生要員を指定することができる。

(收容開始時及び定期の健康診断)

第11条 処遇規則第4条第1項の規定による健康診断の検診の項目及び方法は、別表に掲げるとおりとする。

2 法第31条第1項に規定する定期の健康診断は、問診、体重測定その他必要と認められる項目について行うものとし、その検診の項目、実施日時、対象者その他の実施要領は、捕虜収容所長が定めるものとする。

3 処遇規則第4条第1項の規定による健康診断を実施したときは、当月の定期の健康診断を省略することができる。

(臨時の健康診断)

第12条 伝染性疾患の予防のため必要があるときその他定期の健康診断では被收容者の健康及び捕虜収容所内の衛生を保持することが困難と認められるときは、捕虜収容所長は臨時の健康診断を行わなければならない。

2 前項の規定により行う健康診断については、その実施の目的に応じて、必要な対象者について、問診、理学的検査その他の所要の検査を行うものとする。

(特別の健康診断)

第13条 捕虜収容所長は、衛生要員及び法第64条第1号から第3号までに掲げる業務に従事する捕虜に対して、人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）第20条に規定する特別定期健康診断に準じて、その従事する業務に応じた特別の健康診断を行わなければならない。

(健康診断実施後の措置)

第14条 前3条の規定による健康診断において医師又は歯科医師である捕虜収容所の職員は、健康に異常又は異常を生ずるおそれがあると認められた被收容者について、捕虜収容所長の命により、診療その他医療上必要な措置をとるものとする。

(診療)

第15条 被収容者に対する診療については、自衛隊の病院及び医務室の診療等に関する訓令（昭和42年防衛庁訓令第33号）の定めるところによる。

(感染症対策)

第16条 捕虜収容所長は、捕虜収容所における感染症対策を、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定に基づき、実施するものとする。

2 自衛隊において勤務する医師は、自衛隊における感染症対策に関する訓令（平成11年防衛庁訓令第27号。以下この条において「感染症訓令」という。）第2条第1号に規定する訓令感染症の患者である被収容者を診断したときは、直ちにその旨を、また、その後の経過を遅滞なく、別記様式第2号、別記様式第3号又は別記様式第4号により、捕虜収容所長に通報しなければならない。

3 前項の通報を受けた捕虜収容所長は、直ちにその旨を、また、その後の経過を遅滞なく、当該被収容者が収容されている収容施設が所在する自衛隊の施設に係る駐屯地司令等（感染症訓令第2条第3号に規定する駐屯地司令等をいう。以下この条において同じ。）に同項の通報の写しを添付して通報しなければならない。

4 感染症訓令第5条第2項、第6条及び第11条の規定は、前項の通報を受けた駐屯地司令等がとるべき措置について準用する。この場合において、感染症訓令第5条第2項中「当該健康管理者」とあるのは、「捕虜収容所長」と読み替えるものとする。

5 捕虜収容所長は、感染症のまん延を防止するために必要な措置を行うに際して必要があると認めるときは、他の健康管理者（感染症訓令第2条第4号に規定する健康管理者をいう。次項において同じ。）又は駐屯地司令等の協力を求めることができる。

6 前項の協力を求められた健康管理者及び駐屯地司令等は、業務上特別の支障のない限り、その求めに応じなければならない。

(予防接種等)

第17条 捕虜収容所長は、被収容者に対し、伝染性疾患の発生及びまん延防止に必要があると認めるときは、予防接種又は投薬を行わなければならない。

2 前項の予防接種又は投薬の実施方法その他必要な事項は、別に定める。

(環境衛生等の保持等)

第18条 捕虜収容所長は、防衛省職員の健康管理に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第31号）第22条から第26条までの規定の例により、被収容者の健康管理に必要な範囲において、栄養管理並びに食品及び環境衛生等の保持に努めなければならない。

(有資格衛生要員等の認定)

第19条 捕虜収容所長は、収容開始手続に際して、衛生要員が所持する戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約（次条第1項第1号において「第1条約」という。）第40条第2項に規定する特別の身分証明書に記載されている資格に応じ、それぞれ対応する有資格衛生要員等（処遇規則第17条第1項に規定する有資格衛生要員等をいう。次条第1項及び第44条において同じ。）に認定するものとする。

第20条 捕虜収容所長は、処遇規則第28条の規定により法第64条第3号の業務（第44条及び第47条第2項において「衛生業務」という。）を指定するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める資格により有資格衛生要員等と認定するものとする。

(1) 第1条約第25条に規定する特別に訓練された要員に該当する捕虜 第1条約第41条第2項に規定する身分証明書に記載された第1条約第25条に規定する特別の訓練の内容に応じた資格

(2) 前号に規定する捕虜以外の捕虜 当該捕虜が保有する旨を申し出た資格のうち、その内容及び当該捕虜の保有について確認できた資格

2 前項第2号の確認のために必要な手続については、武力攻撃事態（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第2条第2号に規定する武力攻撃事態をいう。第29条において同じ。）又は存立危機事態（法第2条第4号に規定する存立危機事態をいう。第29条において同じ。）に際して、別に定める。

（認定書面の様式等）

第21条 処遇規則第17条第1項に規定する書面の様式は、別記様式第5号その1からその5までとする。

（衛生要員等の赤十字標章）

第22条 衛生要員及び処遇規則第18条第1項に規定する衛生業務従事捕虜が医療に関する業務に従事する際の赤十字標章の表示については、同種の業務に従事する隊員の例による。

#### 第4章 宗教

（宗教団体への確認）

第23条 捕虜収容所長は、被収容者の希望により宗教要員に当該宗教要員の属する宗教又は宗派以外の宗教又は宗派に係る法第42条に規定する行為を行わせるときは、あらかじめ当該宗教又は宗派の団体に対し、当該宗教要員が当該行為を行うことの適否について確認しなければならない。

#### 第5章 制止等の措置等

（用具の携帯）

第24条 捕虜収容所に勤務する自衛官（以下この章において「勤務自衛官」という。）は、捕虜収容所長の定めるところにより、用具（処遇規則第20条第1項に規定する用具をいう。以下この章において同じ。）を携帯するものとする。

2 前項の場合において、手錠、捕じょう又は警棒の携帯方法は、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第109条第1項に規定する警務官及び警務官補の例による。

（制止等に際しての用具の使用）

第25条 勤務自衛官は、法第46条の規定による措置をとるに当たっては、事態に応じ、用具を有効に使用するように努めなければならない。

第26条 被収容者の集団による行為に対して法第46条の規定による措置をとるため、勤務自衛官が部隊組織により行動する場合において、用具の使用は現場に在る上官の命

令によらなければならない。ただし、状況が急迫し命令を受けるいとまがないときは、この限りでない。

第27条 前2条の場合において勤務自衛官は、法第46条に規定する措置をとる相手以外の者に危害を及ぼし、又は損害を与えないよう十分に注意しなければならない。

(護送時の用具の使用)

第28条 被収容者の護送を命じられた勤務自衛官は、当該命令により、あらかじめ当該被収容者に対し手錠、簡易拘束具、捕じょう又は目隠を使用することができる。

(用具の仕様)

第29条 処遇規則第20条第2項の規定による用具の仕様は、武力攻撃事態又は存立危機事態に際して、別に定める。

## 第6章 捕虜代表及び捕虜代表補助者

(捕虜代表及び捕虜代表補助者の指名)

第30条 捕虜収容所長は、この章に定めるところにより、収容施設ごと及び被収容者(捕虜、宗教要員及び衛生要員に限る。以下この章において同じ。)の国籍ごとに捕虜代表及び捕虜代表補助者を指名するものとする。

2 捕虜収容所長は、前項の捕虜代表の中から、被収容者の国籍ごとに当該国籍の捕虜代表及び捕虜代表補助者を統括する捕虜代表を指名することができる。

(捕虜代表)

第31条 捕虜収容所長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者を捕虜代表として指名するものとする。

(1) 次号に掲げる施設以外の収容施設 法第26条の規定により将校又は准士官として指定された捕虜(法第3条第6号イの抑留対象者に限る。以下この条において同じ。)である被収容者のうち、法第26条に規定する階級等の基準に照らし最先任者と認められるもの

(2) 下士官又は兵として指定された被収容者のみが収容されている施設 捕虜たる被収容者の中から第33条第1項に規定する選出方法に従って選出された者

2 捕虜収容所長は、敵国軍隊等における取扱いを考慮して、前項第1号の捕虜に衛生要員(法第3条第6号ホの抑留対象者に限る。)又は宗教要員(同号トの抑留対象者に限る。)を含めることが適当と認められるときは、衛生要員又は宗教要員から捕虜代表を指名することができる。

3 同一施設に収容されている被収容者が法第16条第1項に規定する軍隊等非構成員捕虜のみであるときに限り、捕虜収容所長は、第1項各号に掲げる区分に応じて軍隊等非構成員捕虜から捕虜代表を指名することができる。

(捕虜代表補助者)

第32条 捕虜収容所長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者を捕虜代表補助者として指名するものとする。

(1) 将校又は准士官として指定された被収容者のみが収容されている施設 前条第1項第1号又は第2項の規定により指名された捕虜代表が指定した被収容者

(2) 下士官又は兵として指定された被収容者のみが収容されている施設 前条第1項第



2号の規定により指名された捕虜代表が指定した被収容者

- (3) 前2号に掲げる施設以外の施設 下士官又は兵として指定された捕虜の中から次条に従って選出された者

2 指名する捕虜代表補助者の人数は捕虜収容所長が定める。

(選出方法)

第33条 第31条第1項第2号又は前条第1項第3号に規定する被収容者の選出の方法は、当該収容施設に収容されている被収容者の投票によるものとする。

2 前項の規定による投票の実施日時及び方法その他の投票の実施に必要な事項は、捕虜収容所長が定めるものとする。

(指名の制限)

第34条 捕虜収容所長は、次に掲げる者を捕虜代表又は捕虜代表補助者として、指名することはできない。

- (1) 次項の規定により捕虜代表又は捕虜代表補助者の指名を取り消された者
- (2) 法第51条第5項に規定する懲戒処分のお知らせを受け、又は現に懲戒処分を執行されている者
- (3) 捕虜収容所に収容されなくなった者
- (4) 健康上の理由により、捕虜代表又は捕虜代表補助者の任務に耐えられないと認められる者
- (5) その他捕虜代表又は捕虜代表補助者の任務に当たることが適切でないと捕虜収容所長が認める者

2 捕虜代表又は捕虜代表補助者が前項第2号から第5号までのいずれかに該当することとなった場合には、捕虜収容所長は、当該捕虜代表又は捕虜代表補助者に係る指名を取り消さなければならない。

(任期等)

第35条 第31条から前条までの規定により指名された捕虜代表又は捕虜代表補助者の任期は、指名の日から6月とする。この場合において、第31条から前条までの規定により再び同じ者を指名することを妨げない。

## 第7章 被収容者の処遇

(衣類等の貸与時の留意事項)

第36条 捕虜収容所長は、法第58条第1項及び処遇規則第21条の規定により被収容者に衣類として上衣、下衣又は帽子を貸与するときは、被収容者が着用する衣類であることが外部から確実に識別できるように所要の措置を講じたものを用いるものとする。

(被収容者に対する食事等の支給手続)

第37条 処遇規則第22条に規定する被収容者への食事及び湯茶の支給に関し必要な事項は、給食の実施に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第54号）の定めるところによる。

(自弁の物品の使用等の申請)

第38条 処遇規則第24条に規定する申請は、別記様式第6号により行うものとする。

2 捕虜収容所長は、前項の申請を許し、又は許さないときは、速やかにその旨を記載し

た書面を、申請した被収容者に交付するものとする。

(日課の告知方法)

第39条 法第61条に規定する告知は、処遇規則第25条により日課を定めたときに、捕虜収容所内の所要の場所への掲示により行うものとする。ただし、被収容者が従事する業務の内容等に応じ、一部の被収容者のみに適用される特別の日課を定めたときは、当該特別の日課を記載した書面を当該特別の日課が適用される被収容者に交付することにより行うものとする。

2 前項ただし書に規定する書面の交付は、第46条第3項に規定する業務の割当ての通知をもって代えることができる。

3 前2項の規定は、日課が変更された場合について準用する。

## 第8章 捕虜の業務

(安全措置及び遵守事項)

第40条 法第71条第3項に規定する捕虜収容所長が講ずべき措置及び捕虜が守らなければならない事項は、第13条の規定によるもののほか、実施する業務の種類及び内容に応じて必要と認められる事項について、人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)の規定の例により、捕虜収容所長が定めるものとする。

(従事業務の指定)

第41条 処遇規則第28条の規定による捕虜が従事する業務の種類指定は、捕虜の身体的適性、健康状態及び当該捕虜が有する職務上の知識、経験、技能等を考慮し、かつ、当該捕虜の希望を踏まえて行うものとする。

第42条 捕虜収容所長は、捕虜に法第64条第1号の業務(以下この章において「維持管理業務」という。)についての指定を的確に行うために、維持管理業務の細部の区分を設けることができる。

2 前項の場合において、捕虜収容所長は、捕虜に維持管理業務を指定するときは、前項の細部の区分ごとに指定するものとする。

第43条 捕虜収容所長は、捕虜に法第64条第2号の通訳又は翻訳の業務を指定するときは、次に掲げる区分に応じ、通訳又は翻訳に必要な語学力を有することを確認するものとする。

(1) 被収容者の使用する言語の日本語への通訳又は翻訳

(2) 被収容者の使用する言語の他の外国語(捕虜収容所の職員が理解できるものに限る。)への通訳又は翻訳

第44条 捕虜収容所長は、有資格衛生要員等と認められる者以外の捕虜に衛生業務を指定するときは、医療に関する業務についての知識、経験及び技能を確認した上で指定しなければならない。

第45条 捕虜収容所長は、捕虜に法第64条第4号の業務(以下この章において「宗教業務」という。)を指定するときは、あらかじめ当該捕虜が属する宗教又は宗派の団体に対し、当該捕虜が宗教、祈禱又は祭祀の職にあったこと及び宗教業務を行うことの適否について確認しなければならない。

2 捕虜収容所長は、前項の規定により捕虜に宗教業務を指定するときは、宗教業務を行

い得る宗教又は宗派の範囲及び刑法（明治40年法律第45号）第134条第2項の規定について、告知しなければならない。

- 3 第23条及び前項の規定は、被収容者の希望により既に宗教業務を指定されている捕虜に当該捕虜の属する宗教又は宗派以外の宗教又は宗派の宗教業務を指定しようとする場合について、準用する。

（業務の割当て）

第46条 捕虜収容所長は、処遇規則第29条第2項の規定により業務を割り当てるに当たっては、当該業務への従事を指定されている捕虜の年齢、性別、階級等、身体的適性及び健康状態並びにその知識、経験及び技能等を考慮しなければならない。

- 2 同項の場合において捕虜が割当てを希望するときは、前項の事項を勘案した上、その希望をできる限り尊重するものとする。

- 3 捕虜収容所長は、前2項の規定による業務の割当てについて、当該業務の実施の前に当該割当てに係る捕虜に通知するものとする。

（割当ての制限）

第47条 捕虜代表又は捕虜代表補助者に対しては、維持管理業務のうちその任務として行うもの以外の業務を割り当ててはならない。

- 2 衛生業務を指定された捕虜に対しては、衛生業務以外の業務を割り当ててはならない。

- 3 宗教業務を指定された捕虜に対しては、宗教業務以外の業務を割り当ててはならない。ただし、当該捕虜から特に希望する旨の申出があり、かつ宗教業務の実施に支障がないと認められる場合には、維持管理業務又は通訳若しくは翻訳の業務を割り当てることができる。

（業務実施の監督）

第48条 捕虜収容所長は、捕虜に維持管理業務を行わせるときは、その指定する捕虜収容所の職員に必要な指示をさせるものとする。ただし、捕虜代表又は捕虜代表補助者が行う業務については、この限りでない。

- 2 前項に規定する指示は、監督者として業務を行う捕虜があるときは、当該捕虜を通じて行うことができる。

（通訳又は翻訳の業務の監督）

第49条 捕虜収容所長は、捕虜を通訳又は翻訳の業務に従事させるときは、その指定する捕虜収容所の職員に必要な指示をさせるものとする。

- 2 前条第2項の規定は、前項の場合において準用する。

- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める者が必要な指示をすることができる。

- (1) 審査請求事件（法第101条第1項に規定する審査請求事件をいう。）の口頭審理（法第109条の規定による審理又は法第128条の規定による審理をいう。）当該審理を行う法第101条に規定する合議体の審査長（法第102条第1項に規定する審査長をいう。）

- (2) 法第51条第3項に規定する懲戒処分を行う際の弁解の聴取 当該聴取手続を行う懲戒権者（法第48条に規定する懲戒権者をいう。）

(記録簿の作成等)

第50条 処遇規則第32条に規定する記録は、別記様式第7号により行うものとする。

2 捕虜収容所長は、処遇規則第38条第1項の規定による確認に際して前項に規定する記録の写しを捕虜に交付するものとする。

#### 第9章 捕虜等抑留給付金

(捕虜等抑留給付金の加算日)

第51条 法第74条第2項に規定する防衛大臣が定める日は、1日とする。

(捕虜等抑留給付金の支給の申出)

第52条 処遇規則第37条に規定する申出書は、別記様式第8号による。

(基礎的給付金の計算高を証する書面)

第53条 法第77条に規定する給付金計算高を証する書面は、末尾に第3条約第60条に規定する俸給の前払に係る第3条約第66条第1項前段に規定する捕虜の貸方残高を示す証明書である旨及び原本と相違ない旨を記載した法第73条第2項に規定する給付金台帳の写しとする。

#### 第10章 面会

(利益保護国代表等以外の者との面会手続)

第54条 捕虜収容所長は、法第81条第1項に規定する面会の申出があった場合には、申出を行った者の氏名、被収容者との関係、面会の理由その他所要の事項を聴取するものとする。

2 捕虜収容所長は、前項の場合において次に掲げる者から面会の申出があったときは、法第80条第1項第3号に規定する弁護人の例により面会を許可するものとする。

(1) 被収容者の国籍又は市民権の属する国（武力攻撃又は存立危機武力攻撃を行っている外国を除く。）の領事官

(2) 依頼により被収容者の刑事事件における弁護人になろうとする弁護士

3 捕虜収容所長は、法第81条第1項の規定により面会を許可するときは、面会の時間及び場所、収容施設内へ携行を許される所持品の範囲その他面会について必要な事項を指定するものとする。

4 捕虜収容所長は、前3項に規定するもののほか、法第81条第1項に規定する面会の申出に必要な事項を定めるものとする。

(所長への報告)

第55条 法第81条第2項の規定により面会の立会いに当たった捕虜収容所の職員は、同条第3項の規定により、面会の一時停止のため、面会の場所から被収容者又は面会の相手方を退出させた場合には、速やかに捕虜収容所長に報告しなければならない。

(面会記録の作成)

第56条 捕虜収容所長は、法第80条第1項又は第81条第1項の規定により面会を許可したときは、面会の日時及び場所、面会の用務、面会者、面会を受けた被収容者その他所要の事項を記録しておかなければならない。

#### 第11章 信書及び電信等の発受

(郵便による信書の表示)

第57条 捕虜収容所長は、処遇規則第42条の規定により発信を許す処遇規則別記様式第2号その1の通知票を被収容者が郵便により発信するときは、日本郵便株式会社が指定する方法により、第3条約又は万国郵便条約の規定による郵便料金が免除される郵便物である旨の表示を当該通知票に明示するものとする。

2 前項の規定は、次に掲げる信書を捕虜、衛生要員、宗教要員又は仮収容者が郵便により発信する場合に準用する。

(1) 処遇規則第42条の規定により発信を許される処遇規則別記様式第2号その2の通知票

(2) 処遇規則第44条の規定により作成される信書

(3) 法第84条第1項ただし書に規定する信書

第58条 捕虜収容所長は、被収容者が発する信書について、これが郵便により発信されるものであるときは、前条に定めるもののほか、日本郵便株式会社が指定する所要の表示を付するものとする。

(通数制限の通知)

第59条 捕虜収容所長は、処遇規則第45条第1項の規定により信書の発信通数の上限を定めたときは、捕虜代表にこれを通知するとともに、捕虜収容所内に掲示するものとする。

2 捕虜収容所長は、法第84条第3項の規定による通数の制限をするときは、あらかじめ捕虜代表及び関係の宗教要員に対し、制限をする理由、発信を許される通数及び制限をする期間を通知するものとする。

3 前項の規定は、処遇規則第45条第2項の規定による通数の制限について準用する。この場合において、前項中「宗教要員」とあるのは、「処遇規則第12条の規定により指定された衛生要員」と読み替えるものとする。

4 前3項の規定は、処遇規則第52条の規定による制限が行われた場合について準用する。

(通数制限の例外)

第60条 捕虜収容所長は、被収容者が発する信書が第3条約第78条第2項の規定による利益保護国代表に対する直接の申入れを内容とするものであり、かつ、当該被収容者の利益を代表する捕虜代表を通じて申入れを行うことが困難であると認めるに足りる相当の理由があるときは、当該信書を処遇規則第45条第1項に規定する通数の制限に係る信書には算入しないものとする。

(信書等の発受に係る記録)

第61条 処遇規則第54条に規定する信書等の発受に係る記録は、別記様式第9号により行うものとする。

(差し止め信書等の取扱い)

第62条 捕虜収容所長は、差し止めた信書又は電信等（法第87条第1項に規定する電信等をいう。）について、廃棄すべきものを除き抑留の終了の際に被収容者に交付するものとする。

第12章 捕虜収容所における領置

(領置武器等の記録)

第63条 処遇規則第65条第4項の規定による記録は、別記様式第10号により行うものとする。

(領置武器等の廃棄)

第64条 捕虜収容所長は、法第154条第5項の規定により領置武器等を廃棄するときは、同種の物品の例によるものとする。

(物品の売却又は廃棄の記録)

第65条 処遇規則第67条第2項の規定による記録は、別記様式第11号により行うものとする。

(差入物の記録)

第66条 処遇規則第72条の規定による記録は、別記様式第12号により行うものとする。

(領置金の使用の申出)

第67条 処遇規則第73条第1項に規定する書面の様式は、別記様式第13号による。

(領置品の一時使用の求め)

第68条 処遇規則第75条第1項に規定する書面の様式は、別記様式第14号による。

(活動又は作業物品の使用)

第69条 捕虜収容所長は、処遇規則第75条第1項の規定により被収容者が一時使用することを求めた物品が、法第62条第1項に規定する活動又は同条第2項に規定する自己契約作業に必要なものであって、その使用が捕虜収容所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障がない場合には、求めのあった使用目的の範囲でその使用を許すものとする。

### 第13章 捕虜等情報の取扱い

(定期防衛大臣報告)

第70条 捕虜収容所長は、被収容者について、毎日、次の人数（仮収容者、抑留資格、階級等、性別及び属する国並びに収容施設ごとの内訳を含む。）を順序を経て防衛大臣に報告するものとする。

- (1) すべての被収容者
- (2) 新たに収容した被収容者
- (3) 収容施設外において入院している被収容者
- (4) 抑留を終了した被収容者（終了の事由ごとの内訳を含む。）
- (5) 逃走、司法機関による拘束等により、現に収容していない被収容者

2 前項の報告の様式は、別に定める。

(被収容者の状況変更等に伴う臨時報告)

第71条 捕虜収容所長は、被収容者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかにその旨を防衛大臣に報告するとともに、併せて当該被収容者に係る被収容者記録簿の写しを送付しなければならない。

- (1) 新たに被収容者となったとき又は法第20条第1項の規定により引渡しを受けたとき。

- (2) 被収容者を収容する施設が変更されたとき。
- (3) 被収容者が負傷又は疾病により収容施設外に入院したとき。
- (4) 法第121条第1項又は第122条第1項の規定により放免されるとき。
- (5) 法第144条の規定により送還されるとき。
- (6) 法第146条の規定により許可されて退去するとき。
- (7) 法第147条の規定により移出をされるとき。
- (8) 法第149条の規定により放免されるとき。
- (9) 逃走したとき。
- (10) 刑事事件又は少年の保護事件に関する法令の規定によりその身体を拘束されたとき。
- (11) 死亡したとき。

(事故等の発生に際しての緊急報告)

第72条 捕虜収容所長は、前条の規定にかかわらず、捕虜収容所において次の各号のいずれかに掲げる事案が発生した場合には、直ちにその事案の概要を防衛大臣に報告しなければならない。

- (1) 被収容者の逃走（未遂を含む。）
- (2) 被収容者による捕虜収容所の規律及び秩序に対する重大な侵害
- (3) その他これに準ずる重要な事案

(被収容者記録簿の様式)

第73条 処遇規則第77条第1項に規定する被収容者記録簿の様式は、別記様式第15号による。

#### 第14章 死亡時の措置

(被収容者の死亡時の報告)

第74条 処遇規則第78条の規定による報告は、同条に規定する事項のほか、捕虜収容所長が次に掲げる事項を明らかにして、順序を経て行うものとする。

- (1) 被収容者の氏名、階級等、生年月日及び身分証明書番号等（法第8条第1項に規定する身分証明書番号等をいう。）並びに被収容者番号（処遇規則第8条に規定する被収容者番号をいう。）
- (2) 当該被収容者の拘束の日時及び場所
- (3) 死亡の事情
- (4) 火葬した場合にあっては、その理由
- (5) 遺留物の有無及びその内容
- (6) 死亡を確認した者

2 捕虜収容所長は、前項の報告を行う際に、死因及び同項第4号に掲げる事項について医学的に検証できる書面を添付しなければならない。

附 則

この訓令は、平成17年2月28日から施行する。

附 則（平成23年1月31日省訓第3号）

1 この訓令は、平成23年2月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に存する第1条の規定による改正前の自衛隊における感染症

対策に関する訓令別記様式第1及び別記様式第4並びに第2条の規定による改正前の捕虜収容所処遇細則別記様式第2号の用紙は、当分の間、これを修正した上で使用することができる。

附 則（平成28年3月28日省訓第18号）

この訓令は、平成28年3月29日から施行する。



別表（第11条関係）

番号	検診の項目	検診の方法
1	一般検診	問診及び理学的検査
2	身体計測	身長、胸囲、体重、肺活量、視力、色覚及び聴力の検査
3	結核検診	問診及び胸部エックス線間接撮影
4	性病検診	問診及び血清学的検査
5	歯科検診	問診並びに口くう及び歯牙の理学的検査
<p>備考 この表に掲げる検査の結果、この表に掲げる検査以外の検査が必要と認められる被収容者に対しては、それぞれ必要と認められる検査を行うものとする。</p>		

別記様式第1号その1（第5条関係）

（表面）

被収容者証 <span style="float: right;">第 号</span>	
写 真	被収容者番号 _____
	姓 _____ 名 _____
	生年月日 _____ 階級等 _____
	抑留資格 _____ 指定区分 _____
	身分証明書番号等 _____
上記の者は、武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第24条第1項に規定する被収容者であることを証明する。	
発給年月日 _____	捕虜収容所長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>

（裏面）

左手示指	右手示指	眼の色	身長
		髪の色	体重
		注 意 この被収容者証は、捕虜収容所において収容される被収容者（仮収容者を除く。）に対して発給される。発給された被収容者はこれを常に所持していなければならない。	
その他の特徴			
被収容者署名			

備考： 被収容者の指定区分又は所属国ごとに異なる色の用紙を用いるものとする。

別記様式第1号その2（第5条関係）

（表面）

被収容者証（仮収容者）		第	号
写 真	被収容者番号 _____		
	姓 _____ 名 _____		
	生年月日 _____		
	仮収容令書番号 _____		
<p>上記の者は、武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第24条第1項に規定する仮収容者であることを証明する。</p> <p>発給年月日 _____ 捕虜収容所長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>			

（裏面）

左手示指	右手示指	眼の色	身長
		髪の色	体重
		注 意	
その他の特徴		この被収容者証（仮収容者）は、捕虜収容所において仮に収容される被収容者に対して発給される。発給された仮収容者はこれを常に所持していなければならない。	
仮収容者署名			

備考： 仮収容者以外の被収容者用とは異なる色の用紙を用いるものとする。

感染症発生報告

（1類感染症～4類感染症（結核を除く）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症用）

殿

捕虜収容所処遇細則（平成17年防衛庁訓令第7号）第16条第2項の規定により、以下のとおり通報する。

通報年月日（ 年 月 日）  
 医師氏名  
 医師所属部隊等名  
 発生部隊等名 捕虜収容所  
 収容現員 名  
 届出保健所

1 性別	2 診断時の年齢	3 氏名
男 ・ 女	歳	
4 被収容者番号	5 入院した場合の医療機関名	
6 発見の動機	7 感染症法上の分類	
	1類 ・ 2類 ・ 3類 ・ 4類 ・ 新型インフルエンザ等 ・ 指定 ・ 新	

8 病名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本脳炎</li> <li>・ ハンタウイルス肺症候群</li> <li>・ Bウイルス病</li> <li>・ 鼻疽</li> <li>・ ブルセラ症</li> <li>・ ベネズエラウマ脳炎</li> <li>・ ヘンドラウイルス感染症</li> <li>・ 発しんチフス</li> <li>・ ライム病</li> <li>・ リッサウイルス感染症</li> <li>・ リフトバレー熱</li> <li>・ 類鼻疽</li> <li>・ レジオネラ症</li> <li>・ レプトスピラ症</li> <li>・ ロッキー山紅斑熱</li> <li>・ 新型インフルエンザ等感染症</li> <li>・ その他（ ）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エボラ出血熱</li> <li>・ クリミア・コンゴ出血熱</li> <li>・ 痘そう</li> <li>・ 南米出血熱</li> <li>・ ペスト</li> <li>・ マールブルグ病</li> <li>・ ラッサ熱</li> <li>・ 急性灰白髄炎</li> <li>・ ジフテリア</li> <li>・ 重症急性呼吸器症候群（SARS）</li> <li>・ 鳥インフルエンザ（H5N1）</li> <li>・ コレラ</li> <li>・ 細菌性赤痢</li> <li>・ 腸管出血性大腸菌感染症</li> <li>・ 腸チフス</li> <li>・ パラチフス</li> <li>・ E型肝炎</li> <li>・ A型肝炎</li> <li>・ 黄熱</li> <li>・ Q熱</li> <li>・ 狂犬病</li> <li>・ 炭疽</li> <li>・ 鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）</li> <li>・ ボツリヌス症</li> </ul>	<p>9 診断方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病原検査（検体（方法）（型））</li> <li>・ 血清学的検査（検体（方法）（型））</li> <li>・ 臨床決定</li> <li>・ その他（ ）</li> </ul>

- ・マラリア  
 (a) 三日熱 b) 四日熱 c) 卵型  
 (d) 熱帯熱 e) 不明
- ・野兎病
- ・ウエストナイル熱
- ・エキノコックス症
- ・オウム病
- ・オムスク出血熱
- ・回帰熱
- ・キャサヌル森林病
- ・コクシジオイデス症
- ・サル痘
- ・腎症候性出血熱
- ・西部ウマ脳炎
- ・ダニ媒介脳炎
- ・チクングニア熱
- ・つつが虫病
- ・デング熱
- ・東部ウマ脳炎
- ・ニパウイルス感染症
- ・日本紅斑熱

(該当するもの全てに記載すること)	
1 0	症状
<ul style="list-style-type: none"> <li>・有</li> <li style="margin-left: 10px;">┌</li> <li style="margin-left: 10px;">├</li> <li style="margin-left: 10px;">└</li> <li>・無</li> </ul>	
1 1	発病年月日 年 月 日
1 2	初診年月日 年 月 日
1 3	診断(検案※)年月日 年 月 日
1 4	感染したと推定される年月日 年 月 日
1 5	死亡年月日※ 年 月 日

1 6 推定される感染地域・感染原因・感染経路	
・最近数年間の主な居住地	a) _____ b) 不明
・推定される感染地域	a) _____ b) 不明
・病原体や媒介動物等との接触または生息場所での活動	a) あり( _____ ) b) なし c) 不明
・推定される感染原因・感染経路	( _____ )
・同疾患または同様の症状の者の発症	a) 同一居住区画にいる b) 同じ収容施設にいる c) その他( _____ ) d) いない
1 7 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために必要と認める事項	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・防疫実施の見直し</li> <li>・続発の見直し</li> <li>・治療概要</li> </ul>	

注： 1、7、8、10、16欄は該当するものを○で囲み、2、3、4、5、6、9、11、12、13、14、15、17欄は年齢・年月日等を記入すること。※欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。

この通報は診断後直ちに行ってください。



(d) 先天梅毒 ・破傷風 ・バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症 ・バンコマイシン耐性腸球菌感染症 ・麻しん ・風しん	年 月 日
	1 2 診断(検案※)年月日 年 月 日
	1 3 感染したと推定される年月日 年 月 日
	1 4 死亡年月日※ 年 月 日

1 5 推定される感染地域・感染原因・感染経路	
・最近数年間の主な居住地	a)                      b) 不明
・推定される感染地域	a)                      b) 不明
・病原体や媒介動物等との接触または生息場所での活動	a) あり (                      )    b) なし    c) 不明
・推定される感染原因・感染経路	(                      )
・同疾患または同様の症状の者の発症	a) 同一居住区画にいる    b) 同じ収容施設にいる    c) その他 (                      )    d) いない
1 6 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために必要と認める事項	
・防疫実施の見通し  ・続発の見通し  ・治療概要	

注： 1、 7、 9、 15 欄は該当するものを○で囲み、2、 3、 4、 5、 6、 8、 10、 11、 12、 13、 14、 16 欄は年齢・年月日等を記入すること。※欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。

この通報は診断後直ちに行ってください。

別記様式第4号（第16条関係）

感染症発生報告（結核用）

殿

捕虜収容所処遇細則（平成17年防衛庁訓令第7号）第16条第2項の規定により、以下のとおり通報する。

通報年月日（ 年 月 日）  
 医師氏名  
 医師所属部隊等名  
 発生部隊等名 捕虜収容所  
 収容現員 名  
 届出保健所

1 性別	2 診断時の年齢	3 氏名
男 ・ 女	歳	
4 被収容者番号	5 入院した場合の医療機関名	
6 発見の動機		
a) 収容開始時の健康診断    b) 定期健康診断    c) 臨時健康診断（    ） d) 自覚症状（    ）で医療機関受診（    ）    e) その他		
7 病名		
8 症状・検査所見等		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ X線所見            I型 ・ II型 ・ III型 ・ その他（肺門リンパ節腫脹・滲出性胸膜炎・    ）</li> <li>・ 排菌 塗抹： +（    ）（    ）号 ・ - ・ 不明            検体の種類：喀痰・気管支洗浄液または経気管支肺生検・その他（    ）            培養： + ・ - ・ 不明 ・ 検査中            PCR： + ・ - ・ 不明            ※肺結核で菌検査不明（未実施）の場合は、その理由を余白に記載すること。</li> <li>・ ツベルクリン反応： 強陽性 ・ 陽性 ・ 陰性</li> <li>・ 生活の規正： A 業務を免ずる必要のあるもの B 業務の実施に制限を加える必要のあるもの            C 業務をほぼ正常に行ってよいもの D 全く正常生活でよいもの</li> <li>・ せきの持続期間： 約 〇月（    年 月頃から）</li> <li>・ その他</li> </ul>		
9 発病年月日		10 初診年月日
年 月 日		年 月 日
11 診断（検案※）年月日		12 死亡年月日※
年 月 日		年 月 日
13 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために必要と認める事項		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防疫実施の見通し</li> <li>・ 続発の見通し</li> <li>・ 治療概要</li> </ul>		

注： 1、6、8欄は該当するものを○で囲み、2、3、4、5、7、9、10、11、



12、13欄は年齢・年月日等を記入すること。※欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。

この通報は診断後直ちに行ってください。

(参照)

◎ X線所見

I 型： 広汎空洞型—— 空洞あり

空洞面積の合計が一侧の第二肋骨前端上縁を通る水平線より上の肺野の面積を越し肺病変の広がり合計が一侧肺に達するもの

II 型： 非広汎空洞型—— 空洞あり      上記 I に該当しないもの

III 型： 不安定非空洞型—— 空洞なし      不安定な肺病変があるもの

その他： 肺門リンパ節腫脹      滲出性胸膜炎

別記様式第5号その1（第21条関係）

( 表面 )	( 裏面 )
<p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">+ 医師相当衛生要員等認定証 +</p> <p>氏 名 階 級 等 生年月日 抑留資格 被収容者番号</p> <p>上記の者を、武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第33条第1項の規定により医師相当衛生要員等であると認めた。</p> <p>発給年月日</p> <p style="text-align: right;">捕虜収容所長 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span></p>	<p style="text-align: center;">所持者の写真</p> <p style="text-align: center;">所持者署名</p> <p style="text-align: center;">浮 出 印</p> <p style="text-align: center;">( 注 意 )</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 医師相当衛生要員等は、自衛隊病院等において、被収容者に対し、医業をすることができる。</li><li>2 医師相当衛生要員等は、正当な理由がなく業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。</li><li>3 上記1、2に違反した場合には、日本国関係法令により、刑事罰に処せられることがある。</li><li>4 医師相当衛生要員等は、その業務の際には、本証を見やすい位置に着用しなければならない。</li></ol>
<p>10 cm</p>	
<p>6.5cm</p>	

備考：抑留資格の別（捕虜、衛生要員）により異なる色の用紙を用いるものとする。

別記様式第5号その2（第21条関係）

( 表面 )	( 裏面 )
<p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">+ 歯科医師相当衛生要員等認定証 +</p> <p>氏 名 階 級 等 生年月日 抑留資格 被収容者番号</p> <p>上記の者を、武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第34条第1項の規定により歯科医師相当衛生要員等であると認めた。</p> <p>発給年月日</p> <p style="text-align: right;">捕虜収容所長 印</p>	<p style="text-align: center;">所持者の写真</p> <p style="text-align: center;">所持者署名</p> <p style="text-align: center;">浮 出 印</p> <p style="text-align: center;">( 注 意 )</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 歯科医師相当衛生要員等は、自衛隊病院等において、被収容者に対し、歯科医業をすることができる。</li><li>2 歯科医師相当衛生要員等は、正当な理由がなく業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。</li><li>3 上記1、2に違反した場合には、日本国関係法令により、刑事罰に処せられることがある。</li><li>4 歯科医師相当衛生要員等は、その業務の際には、本証を見やすい位置に着用しなければならない。</li></ol>
<p>10 cm</p>	
<p>6.5cm</p>	

備考：抑留資格の別（捕虜、衛生要員）により異なる色の用紙を用いるものとする。

別記様式第5号その3（第21条関係）

( 表面 )	( 裏面 )
<p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">+ 薬剤師相当衛生要員等認定証 +</p> <p>氏 名 階 級 等 生年月日 抑留資格 被収容者番号</p> <p>上記の者を、武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第35条第1項の規定により薬剤師相当衛生要員等であると認めた。</p> <p>発給年月日</p> <p style="text-align: right;">捕虜収容所長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>	<p style="text-align: center;">所持者の写真</p> <p style="text-align: center;">所持者署名</p> <p style="text-align: center;">浮 出 印</p> <p style="text-align: center;">( 注 意 )</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 薬剤師相当衛生要員等は、自衛隊病院等において、被収容者に対し、授与の目的で調剤することができる。</li><li>2 薬剤師相当衛生要員等は、正当な理由がなく業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。</li><li>3 上記1、2に違反した場合には、日本国関係法令により、刑事罰に処せられることがある。</li><li>4 薬剤師相当衛生要員等は、その業務の際には、本証を見やすい位置に着用しなければならない。</li></ol>
<p>10 cm</p>	
<p>6.5cm</p>	

備考：抑留資格の別（捕虜、衛生要員）により異なる色の用紙を用いるものとする。

別記様式第5号その4（第21条関係）

( 表面 )	( 裏面 )
<p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">+ 看護師相当衛生要員等認定証 +</p> <p>氏 名 階 級 等 生年月日 抑留資格 被収容者番号</p> <p>上記の者を、武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第36条第1項の規定により看護師相当衛生要員等であると認めた。</p> <p>発給年月日</p> <p style="text-align: right;">捕虜収容所長 印</p>	<p style="text-align: center;">所持者の写真</p> <p style="text-align: center;">所持者署名</p> <p style="text-align: center;">浮 出 印</p> <p style="text-align: center;">( 注 意 )</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 看護師相当衛生要員等は、自衛隊病院等において、被収容者に対し、療養上の世話又は診療の補助を行うことができる。</li><li>2 看護師相当衛生要員等は、正当な理由がなく業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。</li><li>3 上記1、2に違反した場合には、日本国関係法令により、刑事罰に処せられることがある。</li><li>4 看護師相当衛生要員等は、その業務の際には、本証を見やすい位置に着用しなければならない。</li></ol>
6.5cm	10cm

備考：抑留資格の別（捕虜、衛生要員）により異なる色の用紙を用いるものとする。

別記様式第5号その5（第21条関係）

(表面)	(裏面)
<p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">+ 准看護師相当衛生要員等認定証 +</p> <p>氏 名 階 級 等 生年月日 抑留資格 被收容者番号</p> <p>上記の者を、武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第37条第1項の規定により准看護師相当衛生要員等であると認めた。</p> <p>発給年月日</p> <p style="text-align: right;">捕虜收容所長 印</p>	<p style="text-align: center;">所持者の写真</p> <p style="text-align: center;">所持者署名</p> <p style="text-align: center;">浮 出 印</p> <p style="text-align: center;">(注 意)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 准看護師相当衛生要員等は、自衛隊病院等において、被收容者に対し、医師、歯科医師若しくは看護師又は医師相当衛生要員等、歯科医師相当衛生要員等若しくは看護師相当衛生要員等の指示を受けて、療養上の世話又は診療の補助を行うことができる。</li><li>2 准看護師相当衛生要員等は、正当な理由がなく業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。</li><li>3 上記1、2に違反した場合には、日本国関係法令により、刑事罰に処せられることがある。</li><li>4 准看護師相当衛生要員等は、その業務の際には、本証を見やすい位置に着用しなければならない。</li></ol>
6.5cm	10cm

備考：抑留資格の別（捕虜、衛生要員）により異なる色の用紙を用いるものとする。

<p>自弁物品使用等申請書</p> <p>年 月 日</p>	
捕虜收容所長	殿
<p>氏 名 _____</p> <p>被收容者番号 _____</p>	
<p>下記の物品を使用し、又は摂取したいので、申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>○物品等記載欄</p>	
<p>自弁物品使用等許可書</p> <p>年 月 日</p>	
<p>殿</p>	
<p>上記のとおり申請のあった物品の使用・摂取を <span style="font-size: 1.2em;">〔</span> 許します。 許しません。 <span style="font-size: 1.2em;">〕</span></p>	
<p>捕虜收容所長 <span style="float: right;">印</span></p>	

備考 物品等記載欄には、品名及び数量を記入する。  
物品等記載欄の記入要領は、捕虜收容所長が別に定めることができる。  
不要の文字は抹消して使用する。

## 業務従事記録簿

氏名：

被收容者番号：

年 月

日	時間	業務の種類及び内容	監督印	備考



捕虜等抑留給付金支給申出書

年 月 日

捕虜收容所長 殿

氏 名 \_\_\_\_\_

被收容者番号 \_\_\_\_\_

下記のとおり捕虜等抑留給付金の支給を許可願います。

記

1 支給希望金額 \_\_\_\_\_ 円

2 使用目的（該当する□に✓を記載すること。）

自弁物品の購入（自弁物品使用等許可書を併せて提出すること。なお、許可を得た自弁物品の購入金額が武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第75条第1項に規定する合計額を超える場合は、その理由を理由等欄に記載すること。）

自弁物品以外の購入（理由等欄に品名（具体的に記載）、数量及び理由を記載すること。）

その他の使用（理由等欄に目的（具体的に記載）及び理由を記載すること。送金の場合は併せて送金先の氏名又は名称、住所及び送金先と申出者との関係を記載すること。）

3 理由等

別記様式第9号（第61条関係）

被収容者番号

氏名

信書等発受記録簿	年 月 日 發送 年 月 日 受				年 月 日 發送 年 月 日 受			
	決 裁				担当			
措置の別	差止め・削除・抹消・なし				差止め・削除・抹消・なし			
理 由								
発受信者の相手方の 身上及び本人との 関係	氏名 住所 本人との関係 その他				氏名 住所 本人との関係 その他			
備 考								
信書等の種類	通知票・手紙・葉書・電信・その他電信等（ ） 特殊取扱（ ）				通知票・手紙・葉書・電信・その他電信等（ ） 特殊取扱（ ）			

別記様式第10号（第63条関係）

## 領置武器等記録簿

発行年月日

氏名：

被収容者番号：

領置年月日	品目	員数	廃棄日	廃棄の方法	破棄実施者署名	備考

別記様式第11号（第65条関係）

廃棄等簿

発行年月日

氏名：

被収容者番号：

年月日	品目	員数	売却又は廃棄の別	被収容者署名	廃棄実施者署名	備考

別記様式第12号（第66条関係）

## 差入物処置記録簿

発行年月日

氏名：

被収容者番号：

### 1 差入品

年月日	差入者氏名等	品目	数量	検査日	立会者	検査実施者署名	てん末	備考

### 2 差入金

年月日	差入者氏名等	金額	検査日	立会者	検査実施者署名	てん末	備考

## 領置金使用申出書

年 月 日

捕虜収容所長 殿

氏 名

\_\_\_\_\_

被収容者番号

\_\_\_\_\_

下記のとおり領置金の使用を許可願います。

### 記

1 使用希望金額 \_\_\_\_\_ 円

2 使用目的（該当する□に✓を記載すること。）

自弁物品の購入（自弁物品使用等許可書を併せて提出すること。）

自弁物品以外の購入（理由等欄に品名（具体的に記載）、数量及び理由を記載すること。）

その他の使用（理由欄に目的（具体的に記載）及び理由を記載すること。送金の場合は併せて送金先の氏名又は名称、住所及び送金先と申出者との関係を記載すること。）

3 理由等

## 領置品一時使用請求書

年 月 日

捕虜収容所長 殿

氏 名

\_\_\_\_\_

被収容者番号

\_\_\_\_\_

下記のとおり領置品の一時使用を求めます。

### 記

- 1 物品の名称及び員数
- 2 使用目的（いつ、どこで、何のために使用するのかを具体的に記載すること。）

別記様式第15号（第73条関係）

					指定区分
作成年月日：					
被収容者記録簿			抑留資格又は仮収容の別	被収容者番号	
姓	名			身分証明書番号等	
-----			-----		階級等
-----			-----		生年月日
拘束の年月日時及び場所			抑留令書交付日		勤務国
生誕地			軍種	国籍	
家族の名前（姓名）			親の旧姓		
捕虜通知票の送付先の氏名、住所、本人との関係等			被収容者の自宅住所		
使用可能言語			職業又は職種		
配偶者の有無	宗教			写 真 (無帽正面上半身)	写 真 (無帽側面上半身)
拘束時の負傷の有無等					
性別	血液型	身長	体重		
年齢	目の色	肌の色	髪の色	その他の身体的特徴（必要に応じて記入）	
指紋：（本人識別の目的にのみ使用のこと）					
	親指	示指	中指	薬指	小指
右 手					
	親指	示指	中指	薬指	小指
左 手					

備考： 作成時点で明らかでない事項は空欄とし、判明した都度、記入するものとする。



(裏面)

被収容者記録簿 (裏面)		抑留資格又は仮収容の別	身分証明書番号等	
姓	名		階級等	指定区分
-----		生年月日		
健康状態				
領置金受領証番号 (発行日)		領置品受領証番号 (発行日)		給付金台帳番号
収 容 履 歴	収 容 施 設	収 容 期 間		備 考
		自 : 年 月 日 時 分	至 : 年 月 日 時 分	
抑留の終了年月日時分		終了の事由		送還等の方法
その他被収容者についての特記事項 (逃走及びそのてん末を含む。)				